

令和7年度

学 則

学校法人コア学園

 秋田リハビリテーション学院

Akita Rehabilitation College

秋田リハビリテーション学院学則

第1章 総則

第1節 目的及び設立

(目的)

第1条 秋田リハビリテーション学院（以下「本学院」）は、教育基本法、学校教育法並びに理学療法士及び作業療法士法に基づき、広く知識を授けるとともに、深く幅広い専門の学術を教授し、知的、倫理的及び専門的能力を展開させ、もって地域と共に歩み、持続的に健康的な文化の進展に寄与する人材の育成を目的とする。

(設立)

第2条 本学院は、学校法人コア学園が設置経営する。

(名称及び位置)

第3条 本学院は、学校法人コア学園秋田リハビリテーション学院と称する。

2 本学院を秋田県秋田市茨島一丁目4番80号に置く。

(自己評価等)

第4条 本学院は、その教育水準の向上を図り、本学院の目的及び社会的使命を達成するために、本学院における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

3 本学院は、第1項の点検及び評価の結果について、本学院職員以外の者による検証を受けるものとする。

(課程、学科、修業年限、定員、昼夜の別)

第5条 本学院の課程、学科、修業年限定員及び昼夜の別は以下の通りとする。

課程	学科	修業年限	入学定員	1学年学級数	総定員	昼夜の別
医療専門課程	理学療法学科	4年	40人	1	160人	昼間

第2節 運営組織

(教職員)

第6条 本学院に次の号に定める教職員を置く。

- (1-1) 理事長
- (1-2) 学院長
- (1-3) 副学院長(兼)学科長
- (1-4) 学科長
- (1-5) 副学科長
- (1-6) 専任教員
- (1-7) 兼任教員(非常勤講師)

- (2-1) 事務局長
- (2-2) 事務長
- (2-3) 事務長補佐
- (2-4) 事務職員
- (3-1) 学校医（非常勤）

2 学院長は教務、学務及び校務等を統括運営する。

3 学科長は学院長に事故があるときはその職務を代理し、学院長が欠けたときはその職務を行う。

（教職員会議）

第7条 本学院に、教職員会議を置く。

2 教育運営に関わる全般について協議する。

3 教職員会議に関する必要な事項は別に定める。

（学科会議）

第8条 教職員会議の下に、学科会議を置く。

2 教務、学務及び校務等について協議する。

3 学科会議の概要を教職員会議に報告しなければならない。

4 学科会議に関する必要事項は別に定める。

第3節 学年、学期及び休業日

（学年）

第9条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第10条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学院長が必要と認める場合は、学期を超えて授業を行うことができる。

（休業日）

第11条 休業日（授業を行わない日）は次のとおりとする。

創立記念日（5月1日）

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律に定める休日

春季休業

夏季休業

冬季休業

- 2 前項に挙げる春季休業、夏季休業及び冬期休業の期間は、毎年度、学院長が別に定める。
- 3 前2項に定めるほかに、学院長は臨時の休業日を定めることができる。ただし、3日以内の休業については、学科長が定めることができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、学院長が必要と認める場合は休日に授業を行うことができる。
- 5 非常変災その他急迫の事情があるとき、又は教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第11条の2 忌引き日数は次のとおりとする。

- (1) 父母（一親等）は7日以内
- (2) 祖父母・兄弟姉妹（二親等）は3日以内
- (3) 伯父叔父・伯母叔母（三親等）は1日以内

第2章 通則

第1節 在学期間

（在学期間）

第12条 在学期間は修業年限の2倍を超えることはできない。

第2節 入学

（入学の時期）

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

第14条 入学資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第4号の文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学院において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

（入学出願の手続）

第15条 本学院への入学を志願する者は、指定の期日までに入学願書その他所定の書類に第45条に規定する入学検定料を添えて指定期日までに提出しなければならない。

（入学者の選考）

第16条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行い、学科会議及び教職員会議の議を経て、学院長が合格者を決定する。

（入学手続及び入学許可）

第17条 前条の合格者は、指定の期日までに、宣誓書その他所定の書類に第45条に規定する入学金を添えて指定期日までに提出しなければならない。

2 学院長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（再入学）

第18条 本学院を退学した者、退学を命ぜられた者又は除籍された者で、再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学科会議の議を経て、学院長が入学を許可することがある。

2 第16条及び第17条の規定は、再入学に、これを準用する。

第3節 教育課程と履修方法等

（教育課程の編成方針）

第19条 教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、学科に係る専門の知識と技術を教授するとともに幅広い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮する。

（教育課程の編成方法）

第20条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目に分け、これを各年次に配当して体系的に編成する。

2 授業科目の区分は、基礎科目、専門基礎科目及び専門科目とする。

（単位）

第21条 各授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による性質、教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定めた時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定めた時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 評価実習並びに臨床実習については、実質的実習に要する時間、予習及び報告書作成等実習施設外での学習に要する時間を含めて、45時間の実習をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 3 一の授業科目について、講義、演習、または実習のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前条に規定する基準を考慮するものとする。

(授業科目)

第22条 第19条、第20条及び第21条により定められた授業科目名、履修期間及び修得単位数については別表1のとおりである。

(授業科目の履修、単位の認定及び評価)

第23条 授業科目を履修した者の当該科目の修了認定は、試験及び平素の学習成績により行い、実習については実習報告及び平素の実習成績に基づき総合評価して合格した者に与える。

- 2 合否判定基準及び評語について別表2に定める。
- 3 授業科目の履修方法、試験及び成績評価等に関して別に定める。

(シラバス及び成績評価基準等の明示)

第24条 本学院は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。

- 2 本学院は、学修の成果に係る成績評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(教育内容等の改善のための組織的研修等)

第25条 本学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修（研究及び臨床を含む）を実施する。

(1年間の授業時間)

第26条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、34週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第27条 各授業科目の授業は、8週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い期間において授業を行うことができる。

(授業終始期及び授業時間)

第28条 本学院の始業及び終業の時刻は、9時00分から18時00分までとする。

2 1授業時間の時間数は45分とし、1科目授業あたりの時間数は2授業時間をもって構成する。

3 第1項の規定にかかわらず、学院長が必要と認める場合は始業及び終業の時間を変更することができる。

(卒業の要件)

第29条 卒業の要件は、第5条に規定する修業年限以上在学し、本学院が定める所定の単位124単位以上を修得するものとする。

(他大学または短期大学における授業科目の履修)

第30条 本学院において、教育上有益と認めるときは、他の大学との協議に基づき、当該大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、他の大学の授業科目を履修しようとするときは、~~教員会~~議学科会議の議を経て、学院長の許可を得なければならない。

3 第1項の規定は、第33条に規定する留学及び第34条に規定する休学により外国の大学において学修する者にこれを準用する。

4 前2項の規定により修得した単位は、学科会議の議を経て、合わせて32単位を限度として、修得した単位とみなすことができる。

(大学以外の教育施設における学修)

第31条 本学院において、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学院における授業科目の履修とみなし、学科会議の議を経て、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第4項により修得したとみなす単位数と合わせて32単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第32条 本学院において、教育上有益と認めるときは、学生が本学院に入学する前に大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として

修得した単位を含む。)を、学科会議の議を経て、本学院に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学院において、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った大学以外の教育施設等における学修を、本学院の授業科目の履修とみし、学科会議の議を経て、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学院において修得した単位以外のものについては、第30条第4項及び前条第2項により本学院において修得したものとみなす単位数と合わせて32単位を超えないものとする。

第4節 留学、休学、復学、退学、除籍及び転学

(留学)

第33条 外国の大学、専門学校その他学院長が認める外国の教育施設に留学を志願する者は、学院長に願い出て、学科会議の議を経てその許可を得なければならない。

- 2 前項により留学した期間は、第12条に規定する修業年限に算入することができる。

(出席停止及び休学)

第34条 疾病その他特別の理由により、引き続き3か月以上修学することができない者は、所定の書類により学院長に休学を願い出て、その許可を得なければならない。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学院長は出席停止もしくは休学を命ずることができる。

(休学期間)

第35条 休学の期間は、1年以内とし、当該年度末までとする。ただし、特別の事情がある場合は、休学期間の延長を認めることができる。

- 2 前項に定める休学回数は、入学から卒業まで通算して2回を超えてはならない。
- 3 休学期間は、第12条の在学期間には算入しない。

(復学)

第36条 休学期間中に、その理由が消滅したとき、学院長は、願い出により、復学を許可することができる。

(退学)

第37条 退学しようとする者は、所定の書類により学院長に願い出て、学科会議の議を経て、学院長の許可を得なければならない。

(除籍)

第38条 次の各号の一に該当する者は、学科会議の議を経て、学院長が除籍する。

- (1) 第11条の在学期間を超えた者
- (2) 第34条第2項により卒業の見込みがないと認められた者
- (3) 第35条に規定する休学期間満了日までに復学、休学の継続、退学のうちいずれかの手続きを願ひ入れない者
- (4) 第44条による入学金を納付しない者
- (5) 第44条による授業料や施設設備費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (6) 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第4条に該当する者
- (7) 死亡した者又は長期間にわたり所在不明の届け出のあった者

(転学等)

第39条 他の大学等に転学又は入学志願しようとする者は、所定の書類により学院長に願ひ出て、学科会議の議を経て、学院長の許可を得なければならない。

第5節 卒業の認定及び称号

(卒業の認定)

第40条 学則に定める授業科目を履修し、第29条に規定する卒業の要件を満たした者については、学科会議及び教職員会議の議を経て、学院長が卒業を認定する。

- 2 卒業認定された者に卒業証書を授与する。
- 3 第1項により卒業を認定された者は理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第11条第1項に基づき、理学療法士国家試験受験資格が得られる。

(称号)

第41条 前条により医療専門課程理学療法士学科を修了した者には、高度専門士(医療専門課程)の称号を付与する。

第6節 科目等履修生

(科目等履修生)

第42条 本学院において開設する授業科目に対し、本学院の学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、学院の教育に支障がない限り、選考のうえ、学科会議の議を経て学院長は科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

- 2 その他科目等履修生に関する事項は別に定める。

第7節 賞罰

(表彰)

第43条 学生として表彰に価する行為があるとき学院長は、これを表彰することができる。

2 学生の表彰に関する規定は、別に定める。

(懲戒)

第44条 学生が本学院の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をしたときは、学院長は学科会議の議を経て、懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 次の各号のいずれかに該当する者には、退学を命ずることがある。

(1) 正当な理由がなくして出席常でなく、且つ学業に意欲のない者

(2) 学校の秩序を乱しその他学生としての本分に反した者

(3) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(4) 犯罪に関わった者

第8節 入学検定料、入学金及び授業料

(入学検定料及び学生納付金)

第45条 本学院における入学検定料及び学生納付金（入学金、授業料、施設設備費）の額は、次のとおりとする。

入学検定料		20,000円
学生納付金	入 学 金	400,000円
〃	授 業 料(前期分)	450,000円
〃	授 業 料(後期分)	450,000円
〃	施設設備費(年間)	200,000円

2 教科書や実習衣及び臨床実習に係る諸費用については、別途徴収する。

(学生納付金の納付)

第46条 前条に規定する学生納付金は、それぞれ学生募集要項に定める期日までに納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があった場合は、前期に係る授業料等を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料等については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があった場合は、入学を許可するときに納付することができる。

- 4 再入学した者の授業料の額は、その者が再入学した当該年次の在学者の額と同額とする。

(留学の場合の学生納付金)

第47条 留学期間中の学生納付金は、納付しなければならない。

(休学の場合の授業料)

第48条 休学を許可され、又は命ぜられた者は、当該学期の休学決定した月までの当該期間分の月割りの授業料を納付しなければならない。

(退学及び停学の場合の授業料)

第49条 前期又は後期中途中で退学又は転学した者の当該学期分の授業料は、納付しなければならない。

- 2 停学期間中の授業料は、納付しなければならない。

(入学検定料及び学生納付金の還付)

第50条 納付した入学検定料及び学生納付金は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、納付した者の申出に基づき、当該各号に定める額を還付する。

- (1) 第46条第2項の規定により、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付した者が、後期に係る授業料の徴収前に後期全期間の休学又は退学した場合は、後期に係る授業料に相当する額
- (2) 第46条第3項の規定により学生納付金を納付した者が、入学を許可される年度の前年度中に入学を辞退した場合は、入学金を除き既に納めた学生納付金に相当する額

第9節 補則

第51条 この学則の施行に関し必要な事項は、学院長が定める。

附則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

令和2年4月1日から施行する。

但し、この学則は令和2年度以降の入学者について適用する。

附則

本学則の一部を改定し令和7(2025)年4月1日から施行する。

(別表1)

基礎科目

授業科目	単位		開講 時間数	1年次		2年次		3年次		4年次		卒業要件 必要単位 数	指定規則 に定める 単位数
	必修	選択		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
英語 (reading & writing)	2		60	30	30							5	14
英語 (communication)	2		30		30								
医療英語	1		15			15							
体育理論	1		15	15								2	
体育実技	1		30	30									
学びへの導入セミナー	1		15	15								5	
哲学		1	15	15									
倫理学		1	15	15									
心理学	2		30	30									
教育学		1	15	15								3	
社会学	1		15			15							
生涯学習学	1		15	15									
社会福祉学	1		30		30							4	
応用統計学	2		30						30				
物理学	1		15	15									
情報リテラシー		1	15			15							
情報セキュリティ・モラル		1	15		15							19	14
基礎科目全体	16	5	375	195	105	45	0	0	30	0	0		
				300		45		30		0			

専門基礎科目

授業科目	単位		開講 時間数	1年次		2年次		3年次		4年次		卒業要件 必要単位数	指定規則 に定める 単位数
	必修	選択		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
人体構造学	2		60	30	30							15	12
人体構造学実習	1		60	30	30								
人体機能学	2		60	60									
人体機能学実習	1		45		45								
触診解剖学	1		30			30							
運動生理学	1		30		30								
運動学 I	1		30		30								
運動学 II	1		30			30							
運動学実習	1		45			45							
栄養学	1		15	15									
薬理学	1		15			15							
人間発達学	1		30		30								
臨床心理学	1		30				30					14	14
病理学	1		30		30								
医学概論	1		15	15									
内科学一般	1		15			15							
内科学 (循環)	1		15				15						
内科学 (呼吸)	1		15				15						
小児科学	1		15			15							
神経内科学	2		30				30						
精神科学	1		15			15							
筋骨格障害学	2		30			30							
脳神経科学	1		15				15						
救急医学	2		30					30				4	4
リハビリテーション概論	2		30	30									
看護学概論	1		15					15					
作業療法学概論	1		15					15					
公衆衛生学		1	15					15				3	
医療福祉関連職種連携論	2		30						30				
福祉工学		1	15					15					
専門基礎科目全体	35	2	825	180	225	195	105	90	30	0	0	36	30
				405		300		120		0			

(別表1の続き)
専門科目

授業科目	単位		開講 時間数	1年次		2年次		3年次		4年次		卒業要件 必要 単位数	指定規則 に定める 単位数
	必修	選択		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
理学療法学概論	2		30	30								11	6
臨床運動学	1		30						30				
理学療法学スキル I-1	1		30	30									
理学療法学スキル I-2	1		30		30								
理学療法学スキル II-1	1		30			30							
理学療法学スキル II-2	1		30				30						
理学療法学スキル III-1	1		30					30					
理学療法学スキル III-2	1		30						30				
理学療法教育学(職業倫理)	1		15							15			
理学療法研究法	1		15						15				
理学療法管理学	2		30			30						2	2
理学療法評価学概論	1		30	30								6	6
理学療法評価学(基礎)	1		30		30								
理学療法評価学(関節可動域)	1		30			30							
理学療法評価学(MMT)	1		30				30						
理学療法評価学(画像評価)	1		30					30					
高次脳機障害学	1		30			30						22	20
運動療法学	1		30			30							
基礎運動器系理学療法学	1		30				30						
臨床運動器系理学療法学	1		30					30					
スポーツ理学療法学	1		30						30				
基礎神経系理学療法学	1		30				30						
応用神経系理学療法学	1		30					30					
神経発達学の治療学	1		30						30				
基礎循環代謝系理学療法学	1		30				30						
呼吸器系理学療法学	1		30					30					
応用循環代謝系理学療法学	1		30						30				
小児理学療法学	1		30						30				
マニュアルセラピー	1		30					30					
予防的理学療法学	1		30							30			
物理療法学	1		30			30							
物理療法学演習	1		30				30						
義肢学	1		30				30						
装具学	1		30					30					
高齢者理学療法学	1		15						15				
日常生活活動学	1		30		30								
理学療法学特論	3		135								135		
地域リハビリテーション	1		30				30					4	3
在宅生活環境学	1		30			30							
在宅理学療法学	1		30				30						
在宅理学療法学演習	1		30						30				
国際理学療法学特論		1	30								30	20	20
基礎実習	1		40		40								
地域リハビリテーション実習	1		40				40						
評価実習	4		160					160					
臨床実習 I	7		280						140	140			
臨床実習 II	7		280							280		4	
卒業研究	4		180							90	90		
専門科目全体	69	1	2300	90	130	210	310	370	380	555	255	69	57
				220		520		750		810			

	単位		開講 時間数	1年次		2年次		3年次		4年次		卒業要件 必要単位数	指定規則 に定める 単位数
	必修	選択		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
基礎科目	16	5	375	195	105	45	0	0	30	0	0	19	14
				300		45		30		0			
専門基礎科目	35	2	825	180	225	195	105	90	30	0	0	36	30
				405		300		120		0			
専門科目	69	1	2300	90	130	210	310	370	380	555	255	69	57
				220		520		750		810			
全体	120	8	3500	465	460	450	415	460	440	555	255	124	101
				925		865		900		810			

別表 2

合否判定	成績の合否判定は学習態度及び試験結果等を基に総合的に合否判定する	
合否判定基準と 評語	成績は次の評語をもって表す 100～90点 S 90未満～80点 A 80未満～70点 B 70未満～60点 C 60点未満 D	S、A、B及びCを合格とし、 Dを不合格とする